

## 平成十七年法律第二百二十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

### 目次

第一章 総則（第一条～第五条）
第二章 自立支援給付
第一節 通則（第六条～第十四条）
第二節 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給
第三款 市町村審査会（第十五条～第十八条）
第四款 特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給（第十九条～第二十七条）
第五款 指定障害者支援施設等（第三十六条～第五十一条）
第六款 業務管理体制の整備等（第五十一～五十六条）
第七節 地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費（第五十一～五十六条）
第八节 指定障害者支援事業者及び指定障害者支援施設等（第三十六条～第五十一条）
第九章 審査請求（第九十七条～第一百五条）
第十章 賞罰（第一百九条～第一百五十五条）

## 第六節 高額障害福祉サービス等給付費の支給（第七十六条～第七十九条）

第七節 情報公表対象サービス等の利用に資する情報の報告及び公表（第七十六条～第七十九条）

### 第三章 地域生活支援事業（第七十七条～第七十九条）

### 第四章 事業及び施設（第七十九条～第八十六条）

### 第五章 障害福祉計画等（第八十七条～第九十条）

### 第六章 費用（第九十二条～第九十六条）

### 第七章 国民健康保険団体連合会の障害者総合支援法関係業務（第九十六条の二～第九十六条の四）

### 第八章 審査請求（第九十七条～第一百五条）

### 第九章 雜則（第一百五条の二～第一百八条）

### 第十章 賞罰（第一百九条～第一百五十五条）

### 附則

### 第一章 総則（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのつとおり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのつとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児（第五十二条～第七十五条）

第一節 自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給（第五十六条～第五十七条）

第二節 業務管理体制の整備等（第五十一～五十六条）

第三節 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（第五十一～五十六条）

第四節 自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給（第五十六条～第五十七条）

第五節 补装具費の支給（第七十六条）

が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されると及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共に生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他の一切のもの除去に資することを目指して、総合的かつ計画的に行わなければならない。（市町村等の責務）

第二条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）はこの法律の実施に關し、次に掲げる責務を有する。

一 障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者若しくは障害児（以下「障害者等」という。）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該市町村の区域における障害者等の生活の実態を把握した上で、公職業安定所、障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第九条第一項に規定する障害者職業センターをいう。以下同じ。）、障害者就業・生活支援センター（同法第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）その他の職業リハビリテーション（同法第二条第七号に規定する職業リハビリテーションをいう。以下同じ。）の措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を行つて、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

第三条 すべての国民は、その障害の有無にかかわらず、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営めるよう地域社会の実現に協力するよう努めなければならない。（国民の責務）

第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条第一項に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第二百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者であつて十八歳以上であるものをい

村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

二 市町村と連携を図りつつ、必要な自立支援門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

三 障害者等に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

四 市町村と協力して障害者等の権利の擁護のために必要な援助が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に

対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

五 市町村及び都道府県が行う自立支援給付、地域生活支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

四 市町村と協力して障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うとともに、市町村が行う障害者等の権利の擁護のために必要な援助が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に

対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

五 市町村及び都道府県が行う自立支援給付、地域生活支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

四 市町村と協力して障害者等の権利の擁護のために必要な援助が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に

対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

五 市町村及び都道府県が行う自立支援給付、地域生活支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

3  
4 この法律において「保護者」とは、児童福祉法第六条に規定する保護者をいう。  
この法律において「障害支援区分」とは、障

害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして主務省令で定める区分を

4 この法律において「行動援護」とは、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であつて常時介護を要するものにつき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

5 この法律において「行動援護」とは、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であつて常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における就労支援、自立生活援助及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害者等を包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を提供する施設（以下「のぞみの園」という）その他主務省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス（施設入所支援及び主務省令で定める障害福祉サービスをいう。以下同じ。）を除く。」を行う事業をいう。

6 この法律において「居宅介護」とは、障害者の等につき、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

7 この法律において「重度訪問介護」とは、重度の肢体不自由者その他の障害者であつて常時介護を要するものとして主務省令で定めるものにつき、居宅又はこれに相当する場所として主務省令で定める場所における入浴、排せつ又は食事の介護その他の主務省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与することをいう。

8 この法律において「同行援護」とは、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

6 移動中の介護その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

この法律において「療養介護」とは、医療を要する障害者であつて常時介護をするものとして主務省令で定めるものにつき、主として昼間において、病院その他の主務省令で定める施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話の供与をいい、「療養介護医療」とは、療養介護のうち医療に係るものとをいう。

この法律において「生活介護」とは、常時介護を要する障害者として主務省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の主務省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

この法律において「短期入所」とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の主務省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

この法律において「重度障害者等包括支援」とは、常時介護を要する障害者等であつて、その介護の必要な程度が著しく高いものとして主務省令で定めるものにつき、居宅介護その他の主務省令で定める障害福祉サービスを包括的に提供することをいう。

この法律において「施設入所支援」とは、その施設に入所する障害者につき、主として夜間ににおいて、入浴、排せつ又は食事の介護その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

この法律において「障害者支援施設」とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、主務省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

この法律において「就労選択支援」とは、就労を希望する障害者は就労の継続を希望する

障害者であつて、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものとして主務省令で定める者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の主務省令で定める事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

14 この法律において「就労移行支援」とは、就労を希望する障害者及び通常の事業所に雇用されている障害者であつて主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものにつき、主務省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

15 この法律において「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者及び通常の事業所に雇用されている障害者であつて主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものにつき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

16 この法律において「就労定着支援」とは、就労に向けた支援として主務省令で定めるものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者につき、主務省令で定める期間にわたり、当該事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

17 この法律において「自立生活援助」とは、設入所支援又は共同生活援助を受けている障害者その他の主務省令で定める障害者が居宅における自立した日常生活を営むまでの各般の問題につき、主務省令で定める期間にわたり、定期的な巡回訪問により、又は隨時通報を受け、当

18 19 20 21 22  
該障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の主務省令で定める援助を行うことをいう。  
この法律において「共同生活援助」とは、障害につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき、当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談その他の主務省令で定める援助を行うことをいう。  
この法律において「相談支援」とは、基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援をいい、「地域相談支援」とは、地域移行支援及び地域定着支援をいい、「計画相談支援」とは、サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいい、「一般相談支援事業」とは、基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業をい、「特定相談支援事業」とは、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業をいう。  
この法律において「基本相談支援」とは、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者との連絡調整（サービス利用支援及び継続サービス利用支援に関するものを除く。）その他の主務省令で定める便宜を総合的に供与することをいう。  
この法律において「地域移行支援」とは、障害者支援施設、のぞみの園若しくは第一項若しくは第六項の主務省令で定める施設に入所している精神障害者又は精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。第八十九条第七項において同じ。）に入院して行るために重点的な支援を必要とする者であつて主務省令で定めるものにつき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。  
この法律において「地域定着支援」とは、居宅において単身その他の主務省令で定める状況において生活する障害者につき、当該障害者との常時の連絡体制を確保し、当該障害者に對

23  
し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の主務省令で定める場合に相談その他の便宜を供与することをいう。

この法律において「サービス利用支援」とは、第二十条第一項若しくは第二十四条第一項の申請に係る障害者等又は第五十一条の六第一

項若しくは第五十一条の九第一項の申請に係る障害者の心身の状況、その置かれている環境、当該障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容その他の主旨を定める支給決定の変更の決定（次項において「支給決定」という。）、第二十四条第二項に規定する支給決定の変更の決定（次項において「支給決定の変更の決定」という。）、第五十二条の五第一項に規定する地域相談支援給付決定（次項において「地域相談支援給付決定」と総称する。）が行われた後又は第五十一条の九第二項に規定する地域相談支援給付決定の変更の決定（次項において「地域相談支援給付決定の変更の決定」という。）（以下「支給決定等」と総称する。）とされた後又は第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等、第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者その他者（次項において「関係者」という。）との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、当該支給決定等に係る障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容、これを担当する者その他の主務省令で定める事項を記載した計画（以下「サービス等利用計画」という。）を作成することをいう。

この法律において「継続サービス利用支援」とは、第十九条第一項の規定により支給決定を受けた障害者若しくは障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）又は第五十一条の五第一項の規定により地域相談支援給付決定を受けた障害者（以下「地域相談支援給付決定障害者」という。）が、第二十三条に規定する支給決定の有効期間又は第五十一条の人における支給決定の有効期間内において継続して障害福祉サービス又は地域相談支援を利用することができるよう、当該支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者に係るサービス等利用計画（この項の規定によ

り変更されたものを含む。以下同じ。)が適切であるかどうかにつき、主務省令で定める期間ごとに、当該支給決定障害者等の障害福祉サービス又は当該地域相談支援給付決定障害者等の地域相談支援の利用状況を検証し、その結果及び当該支給決定に係る障害者等又は当該地域相談支援給付決定に係る障害者の心身の状況、その置かれている環境、当該障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス等利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行うことをいう。

一 サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと。

二 新たな支給決定若しくは地域相談支援給付決定又は支給決定の変更の決定若しくは地域相談支援給付決定の変更の決定が必要であると認められる場合において、当該支給決定等に係る障害者又は障害児の保護者に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行うこと。

この法律において「自立支援医療」とは、障害者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療であつて政令で定めるものを行う。

この法律において「補装具」とは、障害者の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の主務省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車椅子その他の主務大臣が定めるものをいう。

この法律において「移動支援事業」とは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。

29 この法律において「福祉ホーム」とは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。

28 この法律において「地域活動支援センター」とは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他主務省令で定める便宜を供与する施設をいう。

27 この法律において「移動支援事業」とは、現に住居を求めている障害者等が円滑に外出することができるよう、障害者等の移動を支援する事業をいう。

26 この法律において「自立支援医療」とは、障害者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療であつて政令で定めるものを行う。

25

定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、自立支援医療費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、補装具費及び高額障害福祉サービス等給付費の支給とする。  
(他の法令による給付等との調整)  
**第七条** 自立支援給付は、当該障害の状態につき、介護保険法(平成九年法律第二百一十三号)の規定による介護給付、健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定による療養の給付その他他の法令に基づく給付又は事業であつて政令で定めるもののうち自立支援給付に相当するものを受け、又は利用することができるときは政令で定める限度において、当該政令で定める給付又は事業以外の給付であつて国又は地方公共団体の負担において自立支援給付に相当するものが行われたときはその限度において、行わないと。  
(不正利得の徴収)

護者、障害者等の配偶者若しくは障害者等の属する世帯の世帯主その他の世帯に属する者はこれらの方であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、かかつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

2 前項の規定による質問を行う場合において認められたものと解釈してはならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のためは、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

2 第十一条 市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、当該自立支援給付に係る障害福祉サービス、相談支援、自立支援医療、療養介護医療若しくは補装具の販売、貸与若しくは修理（以下「自立支援給付対象サービス等」という。）を行ふ者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの方であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該自立支援給付対象サービス等の事業を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

2 第十二条 主務大臣又は都道府県知事の自立支援給付対象サービス等に関する調査等

2 第十三条 主務大臣又は都道府県知事は、自立支援給付に係る障害者等若しくは障害児の保護者又はこれらの方であつた者に対し、当該自立支援給付に係る自立支援給付対象サービス等の内容に關し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 主務大臣又は都道府県知事は、自立支援給付に關して必要があると認めるときは、自立支援給付対象サービス等を行つた者若しくはこれらを使用した者に対し、その行つた自立支援給付対象サービス等に関する、報告若しくは当該自立支援給付対象サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対しても質問させることができる。

第九条第一項の規定は前二項の規定による質

問について、同条第三項の規定は前による権限について準用する。

**第十一條の二** 市町村及び都道府県は、次に掲げる事務の一部を、法人であつて主務省令で定め

る要件に該当し、当該事務を適正に実施することができるとして認められるものとして都道府県知事が指定するもの（以下「指定事務受託法人」という。）に委託することができる。

一 第九条第一項、第十条第一項並びに前条第一項及び第二項に規定する事務（これらの規定による命令及び質問の対象となる者並びに立入検査の対象となる事業所及び施設の選定に係るもの並びに当該命令及び当該立入検査

二 その他主務省令で定める事務（前号括弧書に規定するものを除く。）  
指定事務受托去人の役員等（くは職員又は

これらの中の職員たる者は、正當な理由なしに、当該委託事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

指定事務受託法人の役員又は職員で、当該委託事務に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

市町村又は都道府県は、第一項の規定により事務を委託したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第九条第二項の規定は、第一項の規定によつて、委託を受けて行う同条第一項、第十条第一項並びに前条第一項及び第二項の規定による質問について準用する。

**第十二条** 市町村等は、自立支援給付に關して前各項に定めるもののほか、指定事務受託法に關し必要な事項は、政令で定める。  
(資料の提供等)

要があると認めるときは、障害者等、障害児の保護者、障害者等の配偶者又は障害者等の属する世帯の世帯主その他の世帯に属する者の資

産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求める、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは障害者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

### (受給権の保護)

(租税その他の公課の禁止)

**第十四条** 租税その他の公課は、自立支援給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

**第二節 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給**

**第一款 市町村審査会**

(市町村審査会)

**第十五条** 第二十六条第二項に規定する審査判定業務を行わせるため、市町村に第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給に関する審査会(以下「市町村審査会」という。)を置く。

(委員)

**第十六条** 市町村審査会の委員の定数は、政令で定める基準に従い条例で定める数とする。

2 委員は、障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が任命する。(共同設置の支援)

**第十七条** 都道府県は、市町村審査会について地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定による共同設置をしようとする市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うことができる。

2 都道府県は、市町村審査会を共同設置した市町村に対し、その円滑な運営が確保されるよう必要な技術的な助言その他の援助をすることができる。(政令への委任)

**第十八条** この法律に定めるもののほか、市町村審査会に関する必要な事項は、政令で定める。

**第二款 支給決定等**

(介護給付費等の支給決定)

**第十九条** 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)の支給を受けようとする障害者は又は障害児の保護者は、市町村が行うものとする。ただし、障害児の保護者が居住地を有しないときは、又は明らかでないときは、その障害者又は障害児の保護者の現在在地の市町村が行うものとする。

前項の規定にかかるわらず、第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法第十八条第二項若しくは知的障害者福祉法第十六条第一項の規定により入所措置が採られて障害者支援施設、のぞみの園又は第五条第一項若しくは第六条の主務省令で定める施設に入所している障害者、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設（以下この項において「救護施設」という。）同条第三項に規定する更生施設（以下この項において「更生施設」という。）又は同法第三十条第一項ただし書に規定するその他の適当な施設（以下この項において「その他の適当な施設」という。）に入所している障害者、介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設（以下この項及び次項において「介護保険施設」という。）この項及び次項において「介護保険特定施設」という。）に入居し、又は同条第二十五項に規定する介護保険施設（以下この項及び次項において「介護保険施設」という。）に入所している障害者及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十二条第一項第一号の規定により入所措置が採られて同法第二十条の四に規定する養護老人ホーム（以下この項において「養護老人ホーム」という。）に入所している障害者（以下この項において「特定施設入所等障害者」と総称する。）については、その者が障害者支援施設、のぞみの園、第五条第一項若しくは第六項の主務省令で定める施設、救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設、介護保険特定施設若しくは介護保険施設又は養護老人ホーム（以下「特定施設」という。）への入所は、又は入居の前に有した居住地（継続して二以上の特定施設に入所又は入居をしている特定施設に入所等障害者（以下この項において「継続入所等障害者」という。）についても、最初に入所した特定施設の入所又は入居の前に有した所在地）の市町村が、支給決定を行つた特定施設に入居をしたその者の所在地（継続入所等障害者については、最初に入所又は入居した居の前に居住地を有しないか、又は明らかでなかった特定施設に入所等障害者については、入所又は入居の前に有するその者の所在地（継続入所等障害者については、最初に入所又は入居した市町村が、支給決定を行うものとする。地）の市町村が、支給決定を行うものとする。）前二項の規定にかかるわらず、児童福祉法第二十四条の二第一項若しくは第二十四条の二十四

第一項若しくは第二項の規定により障害児入所給付費の支給を受け又は同法第二十七条第一項第三号若しくは第五条第一項の規定により措置(同法第三十一条第五項又は第三十一条の二第三項の規定により同法第二十七条第一項第三号又は第二項の規定による措置)とみなされる場合を含む。)が採られて第五条第一項の主務省令で定める施設に入所していた障害者等が、継続して、第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等の支給を受けて、身体障害者福祉法第十八条第二項若しくは知的障害者福祉法第十六条第一項の規定により入所措置が採られて、生活保護法第三十条第一項ただし書の規定により、若しくは老人福祉法第十一条第一項第一号の規定により入所措置が採られて特定施設(介護保険特定施設及び介護保険施設を除く。)に入所した場合又は介護保険特定施設若しくは介護保険施設に入所若しくは入居をした場合は、当該障害者等が満十八歳となる日の前日に当該障害者等の保護者であった者がいかないか、保護者であった者が居住地を有しないか、又は保護者であった者の居住地が明らかでない障害者等については、当該障害者等が満十八歳となる日の前日におけるその者の所在地の市町村が支給決定を行うものとする。

5 前二項の規定の適用を受ける障害者等が入所し、又は入居している特定施設は、当該特定施設の所在する市町村及び当該障害者等に対し支給決定を行ったため、主務省令で定めるところによればならぬ。

(申請)

**第二十条** 支給決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、主務省令で定めるところにより、市町村に申請をしなければならない。

市町村は、前項の申請があつたときは、次条第一項及び第二十二条第一項の規定により障害支援区分の認定及び同項に規定する支給要否決定期を行ふため、主務省令で定めるところにより、当該職員をして、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者に面接をさせ、その心身の状況、その置かれている環境その他主務省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該調査を第五







都道府県が前項第一号の条例を定めるに当たつては、主務省令で定める基準に従い定めるものとする。

都道府県知事は、特定障害福祉サービスにつき第一項の申請があつた場合において、当該都道府県又は当該申請に係るサービス事業所の所在地を含む区域（第八十九条第二項第二号の規定により都道府県が定める区域をいう。）における当該申請に係る種類ごとの指定障害福祉サービスの量が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県若しくは当該区域の当該指定障害福祉サービスの必要な量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によつてこれを超えることになると認めるとき、その

十一 申請者が、指定の申請前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十二 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第八号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十三 申請者が、法人でない者で、その管理者が第四号から第六号まで又は第八号から第一号までのいずれかに該当する者であるとき。

項又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

日として主務省令で定めるとところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。までの間に第四十六条第二項又は第五十五条の二第五第二項若しくは第四項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであると

**第三十八条** 第二十九条第一項の指定障害者支援施設の指定は、主務省令で定めるところにより、障害者支援施設の設置者の申請により、施設障害福祉サービスの種類及び当該障害者支援施設の入所定員を定めて、行う。

都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、当該都道府県における当該申請に係る指定障害者支援施設の入所定員の総数が、第十八条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県の当該指定障害者支援施設の必要人所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の指定によつてこれを超えることになる

**第三十七条** 指定障害福祉サービス事業者は、第二十九条第一項の指定に係る特定障害福祉サービスの量を増加しようとするときは、主務省令で定めるところにより、同項の指定の変更を申請することができる。

2 前項の規定は、前項の指定の変更の申請があつた場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(指定障害者支援施設の指定)

第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定に関し、都道府県知事に対し、当該閲覧係町村の第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。

都道府県知事は、前項の意見を勘案し、第十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定を行うに当たつて、当該事業の適正な運営を確保するため必要と認める条件を付することができる。

6 他の当該都道府県障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第二十九条第一項の指定をしないことができる。

7 関係市町村長は、主務省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定について、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、当該関係市町村長にその旨を通知するよう求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならぬ。

第三十六条及び第三十八条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める（共生型障害福祉サービス事業者の特例）  
**第四十一条の二** 居宅介護、生活介護その他主務省令で定める障害福祉サービスに係るサービス事業所について、児童福祉法第二十二条の五の三第一項の指定（当該サービス事業所により行われる障害福祉サービスの種類に応じて主務省令で定める種類の同法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援に係るものに限る。）

**第四十一条** 第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定は、六年ごとにそれらの更新を受けなければ、その期間の経過によつて、それらの効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとす

2 は、主務省令で定めるところにより、同項の指定の変更を申請することができる。

前条第二項及び第三項の規定は、前項の指定の変更の申請があった場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（指定障害者支援施設の指定の変更）

**第三十九条** 指定障害者支援施設の設置者は、第二十九条第一項の指定に係る施設障害福祉サークルの種類を変更しようとするとき、又は当該

第三十六条第三項及び第四項の規定は、第十九条第一項の指定障害者支援施設の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（指定障害者支援施設の指定の変更）

（指定期間の延長）

二 申請者が、都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な障害福祉サービス事業の運営をすることができると認められること。

都道府県が前項各号の条例を定めるに当たつては、第一号から第三号までに掲げる事項については、主務省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については、主務省令で定める基準を標準として定めるものとし、そ

おいて、次の各号のいずれにも該当するときにおける第三十六条第三項（前項第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第三十六条第三項第一号中「第四十三条第一項の」とあるのは「第四十一条の二第一項第一号の指定障害福祉サービス從事する従業者に係る」と、同項第三号中「第四十三条第二項」とあるのは「第四十一条の二第一項第二号」とする。ただし、申請者が、主務省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

一 当該申請に係るサービス事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、指定障害福祉サービスに従事する従業者に係る都道府県の条

(当該サービス事業所により行われる障害福祉サービスの種類に応じて主務省令で定める種類の同法第八条第一項に規定する居宅サービスに係るものに限る。)、同法第四十二条の二第一項本文の指定(当該サービス事業所により行われる障害福祉サービスの種類に応じて主務省令で定める種類の同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービスに係るものに限る。)、同法第五十三条第一項本文の指定(当該サービス事業所により行われる障害福祉サービスの種類に応じて主務省令で定める種類の同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスに係るものに限る。)若しくは同法第五十四条の二第一項本文の指定(当該サービス事業所により行われる障害福祉サービスの種類に応じて主務省令で定める種類の同法第八条の二第十二項に規定する地域密着型介護予防サービスに係るものに限る。)を受ける者から当該サービス事業所に係る第三十六条第一項(前条第四項において「同一場合」と書かれた場合)



うとするときは、主務省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一ヶ月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 指定障害者支援施設の設置者は、設置者の住所その他の主務省令で定める事項に変更があったときは、主務省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。  
 (指定の辞退)

**第四十七条** 指定障害者支援施設は、三月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

(都道府県知事等による連絡調整又は援助)

**第四十七条の二** 都道府県知事又は市町村長は、第四十三条第四項又は第四十四条第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者その他の関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 主務大臣は、同一の指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設の設置者についての連絡調整又は援助を行う場合において、第四十三条第四項又は第四十四条第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。  
 (報告等)

**第四十八条** 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であつた者等の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であつた者(以下この項において「指定障害福祉サービス事業者であつた者等」という)に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者に対し出頭を求め、若しくは当該職員に關係者に対して質問させ、若し

くは当該指定障害福祉サービス事業者の当該指定期間の規定による質問ができる。

**第四十九条** 都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害福祉サービス事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを命ずること。  
 1 第三十六条第八項(第四十一条第四項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に従わない場合 当該条件に従うこと。  
 2 当該指定に係るサービス事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第四十三条第一項の都道府県の条例で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。

三 第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

四 第四十三条第四項に規定する便宜の提供を適正に行つていない場合 当該便宜の提供を行つていい場合 当該便宜の提供を行つていい場合に該当するこ

と。  
 五 指定障害福祉サービス事業者が、第四十三条规定に係るサービス事業所、事務所その他当該指定の旨を都道府県知事に届け出なければならない。  
 六 介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養費の請求に關し不正があつたとき。  
 七 指定障害福祉サービス事業者が、第四十八条第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれを従わず、又は虚偽の報告をしたとき。  
 八 指定障害福祉サービス事業者又は当該指定に係るサービス事業所の従業者が、第四十八条第一項の規定により出頭を命ぜられてこれを従わず、同項の規定による質問に對して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係るサービス事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害福祉サービス等特別給付費、訓練等給付費又は特定障害者特別給付費に係る指定障害福祉サービス等を行つた指定事業者等について、第一項各号又は第二項各号(のぞみの園の設置者にあっては、第三号を除く。)に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるとときは、その旨を当該指定に係るサービス事業所又は施設の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。  
 (指定の取消し等)

**第五十条** 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。  
 一 指定障害福祉サービス事業者が、第三十六条第三項第四号から第五号の二まで、第十二号又は第十三号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 指定障害福祉サービス事業者が、第三十六条第八項(第四十一条第四項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反したと認められたとき。

三 指定障害福祉サービス事業者が、第四十二条第三項の規定に違反したと認められるとき。

四 指定障害福祉サービス事業者が、当該指定に係るサービス事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第四十三条第一項の都道府県の条例で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。

五 指定障害福祉サービス事業者が、第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービス支援施設等の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定障害福祉サービス事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

六 介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養費の請求に關し不正があつたとき。  
 七 指定障害福祉サービス事業者が、第四十八条第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれを従わず、又は虚偽の報告をしたとき。  
 八 指定障害福祉サービス事業者又は当該指定に係るサービス事業所の従業者が、第四十八条第一項の規定により出頭を命ぜられてこれを従わず、同項の規定による質問に對して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係るサービス事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害福祉サービス等特別給付費、訓練等給付費又は特定障害者特別給付費に係る指定障害福祉サービス等を行つた指定事業者等について、第一項各号又は第二項各号(のぞみの園の設置者にあっては、第三号を除く。)に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるとときは、その旨を当該指定に係るサービス事業所又は施設の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。  
 (指定の取消し等)

**第五十条** 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。  
 一 指定障害福祉サービス事業者が、第三十六条第三項第四号から第五号の二まで、第十二号又は第十三号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 指定障害福祉サービス事業者が、第三十六条第八項(第四十一条第四項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反したと認められたとき。

三 指定障害福祉サービス事業者が、当該指定に係るサービス事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第四十三条第一項の都道府県の条例で定める基準を満たすこと

ができなくなつたとき。

四 指定障害福祉サービス事業者が、当該指定に係るサービス事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第四十三条第一項の都道府県の条例で定める基準を満たすこと

ができなくなつたとき。

五 指定障害福祉サービス事業者が、第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定障害福祉サービス事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

六 介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養費の請求に關し不正があつたとき。

七 指定障害福祉サービス事業者が、第四十八条第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれを従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

八 指定障害福祉サービス事業者又は当該指定に係るサービス事業所の従業者が、第四十八条第一項の規定により出頭を命ぜられてこれを従わず、同項の規定による質問に對して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係るサービス事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害福祉サービス等特別給付費、訓練等給付費又は特

定障害者特別給付費に係る指定障害福祉サービス等を行つた指定事業者等について、第一項各号又は第二項各号(のぞみの園の設置者にあっては、第三号を除く。)に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるとときは、その旨を当該指定に係るサービス事業所又は施設の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

九 指定障害福祉サービス事業者が、不正の手段により第二十九条第一項の指定を受けたとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、この法律その他の国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十一 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、障害福祉サービスに関する場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害福祉サービスに關し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十二 指定障害福祉サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちの全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害福祉サービスに關し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十三 指定障害福祉サービス事業者が法人である場合において、その管理者が指定の取消し

又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害福祉サービスに關し不正又は著しく不当な行為をした

者であるとき。

市町村は、自立支援給付に係る指定障害福祉

サービスを行つた指定障害福祉サービス事業者





二 支給決定障害者等又は地域相談支援事業者から当該指定に係る継続サービス利用支援（次項において「指定継続サービス利用支援」という。）を受けたとき。

計画相談支援給付費の額は、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援（以下「指定計画相談支援」という。）に通常要する費用につき、主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定期画相談支援に要した費用の額）とする。

計画相談支援対象障害者等が指定特定相談支援事業者から指定計画相談支援を受けたときは、市町村は、当該計画相談支援対象障害者等が当該指定特定相談支援事業者に支払うべき当該指定計画相談支援に要した費用について、計画相談支援給付費として当該計画相談支援事業者等に対し支給すべき額の限度において、当該計画相談支援対象障害者等に代わり、当該指定特定相談支援事業者に支払うことができる。

前項の規定による支払があつたときは、計画相談支援対象障害者等に対し計画相談支援給付費の支給があつたものとみなす。

市町村は、指定特定相談支援事業者から計画相談支援給付費の請求があつたときは、第二項の主務大臣が定める基準及び第五十一条の二十四第一項の主務大臣が定める基準及び同条第二項の主務省令で定める支費の支給及び指定特定相談支援事業者の計画相談支援給付費の請求に関する必要な事項は、主務省令で定める。

（特別計画相談支援給付費）

第五十一条の十八 市町村は、計画相談支援対象障害者等が、指定計画相談支援以外の計画相談支援（第五十一条の二十四第一項の主務省令で定める基準及び同条第二項の主務省令で定める支費の支給及び指定特定相談支援事業者の計画相談支援給付費の請求に関する必要な事項は、主務省令で定めた場合であつて、当該申請に係る支給決定等を受けたとき。

定める事項のうち主務省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下この条において「基準該当計画相談支援」という。)を受けた場合において、必要があると認めるときは、主務省令で定めることにより、基準該当計画相談支援に要した費用について、特例計画相談支援給付費を支給することができる。

2 特例計画相談支援給付費の額は、当該基準該当計画相談支援について前条第二項の主務大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該基準該当計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に基準該当計画相談支援に要した費用の額)を基準として、市町村が定める。

3 前二項に定めるもののほか、特例計画相談支援給付費の支給に關し必要な事項は、主務省令で定める。

**第三款 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者**

(指定一般相談支援事業者の指定)

**第五十一条の十九** 第五十一条の十四第一項の規定一般相談支援事業者の指定は、主務省令で定めるところにより、一般相談支援事業を行う者の申請により、地域相談支援の種類及び一般相談支援事業を行う事業所(以下この款において「一般相談支援事業所」という。)ごとに行う。

2 第三十六条第三項(第四号、第十号及び第十三号を除く。)及び第六項から第八項までの規定は、第五十一条の十四第一項の指定一般相談支援事業者の指定について準用する。この場合において、第三十六条第三項第一号中「都道府県の条例で定める者」とあるのは、「法人」と読み替えるほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

(指定特定相談支援事業者の指定)

**第五十二条の二十** 第五十一条の十七第一項第一号の指定特定相談支援事業者の指定は、主務省令で定めるところにより、総合的に相談支援を行ふ者として主務省令で定める基準に該当する者との申請により、特定相談支援事業を行う事業所(以下この款において「特定相談支援事業所」という。)ごとに行う。

3 第三十六条第三項(第四号、第十号及び第十三号を除く。)の規定は、第五十一条の十七第一項第一号の指定特定相談支援事業者の指定について準用する。この場合において、第三十六

(指定の更新)  
**第五十一条の二十一** 第五十一条の十四第一項の  
指定一般相談支援事業者及び第三項並びに前二条の  
規定は、前項の指定の更新について準用する。  
第一項第一号の指定特定相談支援事業者の指定  
は、六年ごとにそれらの更新を受けなければ、政  
府の期間の経過によって、それらの効力を失  
う。  
(指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支  
援事業者の責務)  
**第五十一条の二十二** 指定一般相談支援事業者及び  
指定特定相談支援事業者(以下「指定相談支  
援事業者」という。)は、障害者等が自立した  
日常生活又は社会生活を営むことができるよ  
う、障害者等の意思決定の支援に配慮するとと  
もに、市町村、公共職業安定所、障害者職業セ  
ンター、障害者就業・生活支援センターその他の  
機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携  
を図りつつ、相談支援を当該障害者等の意向、  
適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障  
害者等の立場に立つて効果的に行うように努め  
なければならない。  
2 指定相談支援事業者は、その提供する相談支  
援の質の評価を行うことその他の措置を講ずる  
ことにより、相談支援の質の向上に努めなけれ  
ばならない。  
**第五十一条の二十三** 指定一般相談支援事業者  
は、当該指定に係る一般相談支援事業所ごと  
く命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職  
務を遂行しなければならない。  
(指定地域相談支援の事業の基準)  
**第五十一条の二十三** 指定一般相談支援事業者  
は、当該指定に係る一般相談支援事業所ごと  
く命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職  
務を遂行しなければならない。  
2 指定一般相談支援事業者は、主務省令で定め  
る指定地域相談支援の事業の運営に関する基準  
に、主務省令で定める基準に従い、当該指定地  
域相談支援に従事する従業者を有しなければな  
らない。

3 指定一般相談支援事業者は、第五十一条の二  
十五第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定地域相談支援を受けている者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定地域相談支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な地域相談支援が継続的に提供されるよう、他の指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。  
**(指定計画相談支援の事業の基準)**

2 **第五十一条の二十四** 指定特定相談支援事業者は、当該指定に係る特定相談支援事業所ごとに、主務省令で定める基準に従い、当該指定計画相談支援に從事する従業者を有しなければならない。

3 指定特定相談支援事業者は、次条第四項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定計画相談支援を受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定計画相談支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な計画相談支援が継続的に提供されるよう、他の指定特定相談支援事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならぬ。  
**(変更の届出等)**

4 **第五十一条の二十五** 指定一般相談支援事業者は、当該指定に係る一般相談支援事業所の名称及び所在地その他主務省令で定める事項に変更があつたとき、又は休止した当該指定地域相談支援の事業を再開したときは、主務省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。  
5 指定一般相談支援事業者は、当該指定地域相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。  
6 指定特定相談支援事業者は、当該指定に係る特定相談支援事業所の名称及び所在地その他主務省令で定める事項に変更があつたとき、又は休止した当該指定計画相談支援の事業を再開し







2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定自立支援医療機関の指定をしないことができる。

一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は主務省令で定める事業所若しくは施設でないとき。

二 当該申請に係る病院若しくは診療所若しくは薬局又は申請者が、自立支援医療費の支給に關し診療又は調剤の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第六十三条の規定による指導又は第六十七条第一項の規定による命令に従わないものであるとき。

三 申請者が、第六十七条第三項の規定による命令に従わぬものであるとき。

四 前三号のほか、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、指定自立支援医療機関として著しく不適当と認めるものであると命めに従わぬものであるとき。

五 前三号のほか、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、指定自立支援医療機関として著しく不適当と認めるものであると命めに従わぬものであるとき。

六 前三号のほか、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、指定自立支援医療機関として著しく不適当と認めるものであると命めに従わぬものであるとき。

七 前三号のほか、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、指定自立支援医療機関として著しく不適当と認めるものであると命めに従わぬものであるとき。

八 前三号のほか、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、指定自立支援医療機関として著しく不適当と認めるものであると命めに従わぬものであるとき。

九 前三号のほか、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、指定自立支援医療機関として著しく不適当と認めるものであると命めに従わぬものであるとき。

十 前三号のほか、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、指定自立支援医療機関として著しく不適当と認めるものであると命めに従わぬものであるとき。

十一 前三号のほか、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、指定自立支援医療機関として著しく不適当と認めるものであると命めに従わぬものであるとき。

十二 前三号のほか、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、指定自立支援医療機関として著しく不適当と認めるものであると命めに従わぬものであるとき。

十三 前三号のほか、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、指定自立支援医療機関として著しく不適当と認めるものであると命めに従わぬものであるとき。

(都道府県知事の指導)

第六十三条 指定自立支援医療機関は、自立支援医療の実施に關し、都道府県知事の指導を受けなければならぬ。

(変更の届出)

第六十四条 指定自立支援医療機関は、当該指定に係る医療機関の名称及び所在地その他主務省令で定める事項に変更があつたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(指定の辞退)

第六十五条 指定自立支援医療機関は、一月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

(報告等)

第六十六条 都道府県知事は、自立支援医療の実施に關して必要があると認めるときは、指定自立支援医療機関若しくは指定自立支援医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者若しくは理療者、医師、薬剤師その他の従業者(開設者であつた者等を含む)に対し出頭をを求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは指定自立支援医療機関について設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第六十七条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定自立支援医療機関に係る第五十四条第二項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定自立支援医療機関が、第五十九条第二項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 指定自立支援医療機関が、第五十九条第三項の規定により準用する第三十六条第三項第一号から第五号の二まで、第十二号又は第十四号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 指定自立支援医療機関が、第六十一条又は第六十二条の規定に違反したとき。

四 自立支援医療費の請求に關し不正があつたとき。

五 指定自立支援医療機関が、第六十六条第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 指定自立支援医療機関の開設者又は従業者が、第六十六条第一項の規定により出頭を要求されてこれに応ぜず、同項の規定による質問に對して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をめられてこれに応ぜず、同項の規定による質問に對して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をめられ、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定自立支援医療機関の従業者がその行為を止めた場合において、その行為を防止するため、當該指定自立支援医療機関の開設者が、同項の期限内にこれに注意及び監督を尽くしたときを除く。

従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第六十八条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定自立支援医療機関に係る第五十四条第二項の指定を取

り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定自立支援医療機関が、第五十九条第二項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 指定自立支援医療機関が、第五十九条第三項の規定により準用する第三十六条第三項第一号から第五号の二まで、第十二号又は第十四号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 指定自立支援医療機関が、第六十一条又は第六十二条の規定に違反したとき。

四 自立支援医療費の請求に關し不正があつたとき。

五 指定自立支援医療機関が、第六十六条第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 指定自立支援医療機関の開設者又は従業者が、第六十六条第一項の規定により出頭を要求されてこれに応ぜず、同項の規定による質

問に對して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をめられ、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定自立支援医療機関の従業者がその行為を止め

た場合において、その行為を防止するため、當該指定自立支援医療機関の開設者が、同項の期限内にこれに注意及び監督を尽くしたときを除く。

第二項の規定は、前項の指定自立支援医療機関の指定の取消し又は効力の停止について準用する。

この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(公示)

第六十九条 都道府県知事は、次に掲げる場合に

は、その旨を公示しなければならない。

一 第五十四条第二項の指定自立支援医療機関の指定をしたとき。

二 第六十四条の規定による届出(同条の主務省令で定める事項の変更に係るもの)を除く)の指定をしたとき。

三 第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があつたとき。

四 前条の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消したとき。

(療養介護医療費の支給)

第七十条 市町村は、介護給付費(療養介護に係るものに限る)に係る支給決定を受けた障害者、支給決定の有効期間内において、指定障害福祉サービス事業者等から当該指定に係る療養介護医療を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該支給決定に係る障害者に対し、当該療養介護医療に要した費用について、療養介護医療費を支給する。

二 第五十八条第三項から第六項までの規定は、療養介護医療費について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

三 基準該当療養介護医療費について準用する。

四 自立支援医療費の請求に關し不正があつたとき。

五 指定自立支援医療機関が、第六十六条第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 指定自立支援医療機関の開設者又は従業者が、第六十六条第一項の規定により出頭を要求されてこれに応ぜず、同項の規定による質

問に對して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をめられ、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定自立支援医療機関の従業者がその行為を止め

た場合において、その行為を防止するため、當該指定自立支援医療機関の開設者が、同項の期限内にこれに注意及び監督を尽くしたときを除く。

(準用)

第七十二条 第六十一条及び第六十二条の規定は、療養介護医療を行う指定障害福祉サービス











費及び基準該当療養介護医療費の支給に要する費用

#### 四 補装具費の支給に要する費用

##### 五 高額障害福祉サービス等給付費の支給に要する費用

##### (都道府県の支弁)

第九十三条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。  
一 自立支援医療費（第八条第一項の政令で定める医療に係るものに限る。）の支給に要する費用

二 都道府県が行う地域生活支援事業に要する費用

三 都道府県が行う地域生活支援事業に要する費用

（都道府県の負担及び補助）

第四十四条 都道府県は、政令で定めるところによる費用について、次に掲げるものを負担する。

一 第九十二条第一号、第二号及び第五号に掲げる費用のうち、国及び都道府県が負担すべきものとして当該市町村における障害福祉サービス費等及び高額障害福祉サービス等給付費の支給に係る障害者等の障害支援区分ごとに掲げる費用のうち、国及び都道府県が負担すべきものとして当該市町村における障害福祉サービス費等及び高額障害福祉サービス等給付費の支給に係る障害者等の障害支援区分ごとの人数、相談支援給付費等の支給に係る障害者等の人数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額（以下「障害福祉サービス費等負担対象額」という。）の百分の二十五

二 第九十二条第三号及び第四号に掲げる費用のうち、その百分の二十五

三 都道府県は、当該都道府県の予算の範囲内において、政令で定めるとところにより、第九十二条の規定により市町村が支弁する費用のうち、同条第六号に掲げる費用の百分の二十五以内を補助することができる。

（国の負担及び補助）  
第九十五条 国は、政令で定めるところにより、次に掲げるものを負担する。  
一 第九十二条の規定により市町村が支弁する費用のうち、同条第三号及び第四号に掲げる費用の百分の五十  
三 第九十三条の規定により都道府県が支弁する費用のうち、同条第一号に掲げる費用の百分の五十

2 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げるものを補助することができる。

一 第十九条から第二十二条まで、第二十四条及び第二十五条の規定により市町村が行う支給決定に係る事務の処理に要する費用（地方自治法第二百五十二条の十四第一項の規定により市町村が審査判定業務を都道府県審査会に委託している場合にあつては、当該委託に係る費用を含む。）並びに第五十一条の五から第五十一条の七まで、第五十一条の九及び第五十一条の十の規定により市町村が行う地域相談支援給付決定に係る事務の百分の五十以内

二 第九十二条及び第九十三条の規定により市町村及び都道府県が支弁する費用のうち、第九十二条第六号及び第九十三条第二号に掲げる費用の百分の五十以内（準用規定）

三 第九十二条の規定は、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項第三号の規定又は同法第三条第一項第四号及び第二項の規定により普通財産の譲渡又は貸付けを受けた社会福祉法人に準用する。この場合において、社会福祉法第五十八条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは、「主務大臣」と読み替えるものとする。

（不服審査会）

第九十八条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、前条第一項の審査請求の事件を取り扱わせるため、障害者介護給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）を置くことができる。

二 不服審査会の委員の定数は、政令で定める基準に従い、条例で定める員数とする。

三 委員は、人格が高潔であつて、介護給付費等又は地域相談支援給付費等に関する処分の審理に関し公正かつ中立な判断をすることができ、かつ、障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

（委員の任期）

第九十九条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

二 委員は、再任されることができる。

（会長）

第一百条 不服審査会に、委員のうちから委員が選舉する会長一人を置く。

二 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選舉された者が、その職務を代行する。

（審査請求の期間及び方式）

第一百一条 審査請求は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三月以内に、文書又は口頭でしなければならない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

（市町村に対する通知）

第一百二条 都道府県知事は、審査請求がされたときは、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十四条の規定により当該審査請求

（区分経理）

第九十六条の四 連合会は、障害者総合支援法係業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

（審理のための処分）

第九十七条 市町村の介護給付費等又は地域相談支援給付費等に係る処分に不服がある障害者は、障害児の保護者は、都道府県知事に対しても審査請求をすることができる。

二 前項の審査請求は、時効の完成猶予及び更新に関する場合は、裁判上の請求とみなす。

（審査請求）

第九十八条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、旅費、日当及び宿泊料又は報酬を支給しなければならない。

（政令等への委任）

二 都道府県は、前項の規定により出頭した関係人又は診断その他の調査をした医師等に対し、政令で定めるところにより、旅費、日当及び宿泊料又は報酬を支給しなければならない。

（審理請求と訴訟との関係）

第一百四条 この章及び行政不服審査法に定めるもののほか、審査請求の手続に關し必要な事項は政令で、不服審査会に關し必要な事項は当該不

服審査会を設置した都道府県の条例で定める。（政令等への委任）

二 都道府県は、前項の規定により出頭した関係人又は診断その他の調査をした医師等に対し、政令で定めるところにより、旅費、日当及び宿泊料又は報酬を支給しなければならない。

（審査請求と訴訟との関係）

第一百五条 第九十七条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起すること

ができない。

（連合会に対する監督）

第一百六条の二 連合会に、国民健康保険法の規定による業務のほか、第二十九条第七項（第三十四条第二項において準用する場合を含む。）第五十一条の十四第七項及び第五十一条の十七第六項の規定により市町村から委託を受けて行う介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費及び計画相談支援給付費の審査及び支払に關する業務を行う。

（議決権の特例）

二 第九十六条の三 連合会が前条の規定により行う業務（次条において「障害者総合支援法関係業務」という。）については、国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定にかかるわらず、主務省令で定めるところにより、規約をもつて議決権に関する特段の定めをることができる。

（審査請求の期間及び方式）

第一百一条 審査請求は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三月以内に、文書又は口頭でしなければならない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることできなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

（市町村に対する通知）

第一百二条 都道府県知事は、審査請求がされたときは、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十四条の規定により当該審査請求

を却下する場合を除き、原処分をした市町村及び他の利害関係人に通知しなければならない。

（審理のための処分）

第一百三条 都道府県知事は、審理を行うため必要があると認めるときは、審査請求人若しくは関係人に対して報告若しくは意見を求め、その出頭を命じて審問し、又は医師その他都道府県知事の指定する者（次項において「医師等」という。）に診断その他の調査をさせることができるものとする。

（審理のための処分）

第一百四条 この法律中都道府県が処理することとされている事務に關する規定で政令で定めるものは、指定都市及び中核市並びに児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県



費、特定障害者特別給付費、特別特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第一百十一条及び第一百十二条（第四十一条第一項の規定を同条第三項及び第四項において適用する場合に係る部分に限る。）並びに第百十四条並びに第百十五条第一項及び第二項（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特別特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）並びに附則第十八条から第二十三条规定（第六条、第三十条から第三十三条まで、第三十五条、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条、第四十八条から第五十条まで、第五十二条、第五十六条から第六十条まで、第六十二条、第六十五条、第六十八条から第七十条まで、第七十二条から第七十七条まで、第七十九条、第八十一条、第八十三条、第八十五条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百五条、第一百八条、第一百十条、第一百十二条、第一百十三条及び第一百十五条の規定 平成十八年十月一日（自立支援給付の特例）

者であった者」という。」とあるのは「当該障害児が特定施設へ入所又は入居をする日の前日」に当該障害児の保護者」と、同項ただし書中「当該障害者等が満十八歳となる日の前日」とあるのは「当該障害児が特定施設へ入所又は入居をする日の前日」と、「保護者であつた者」とあるのは「当該障害児の保護者」と読み替えるものとする。

(検討)

**第三条** 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律及び障害者等の福祉に関する他の法律の規定の施行の状況、障害児の児童福祉施設への入所に係る実施主体の在り方等を勘案し、この法律の規定について、障害者等の範囲を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**第四条** 政府は、障害者等の福祉に関する施策の実施の状況、障害者等の経済的な状況等を踏まえ、就労の支援を含めた障害者等の所得の確保に係る施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。  
(特定施設入所障害者に関する経過措置)

**第五条** この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第十九条第三項中「介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法第十八条第二項若しくは知的障害者福祉法第十六条第一項」とあるのは「訓練等給付費若しくは特例訓練等給付費の支給を受けて又は知的障害者福祉法第五十五条の三十二第一項の規定により入居の措置が採られて共同生活援助を行なう住居(以下この項において「共同生活住居」という。)に入居している障害者、身体障害者の福祉法第十七条の十第一項の規定により同項の施設訓練等支援費の支給を受けて又は同法第十八条第三項」と、「障害者支援施設、のみの園又は第五条第一項若しくは第五項の厚生労働省令で定める施設」とあるのは「同法第三十条に規定する身体障害者療護施設(以下この項において「身体障害者療護施設」という。)と、「障害者支援施設」のぞみの園、第五条第一項若しくは第五項の厚生労働省令で定める施

設「**施設**」とあるのは、「共同生活住居、身体障害者療養施設」と、「入所前」とあるのは、「入居又は入所をして」である。これは、「特定施設に入居又は入所をして」と、「同条第四項中「入所して」とあるのは、「入居又は入所をして」とあるのは、「入居又は入所をして」と居し、又は入所して」とする。  
**(支給決定障害者等に関する経過措置)**  
**第五条** 施行日において現に附則第二十五条の規定による改正前の児童福祉法第二十一条の十二第二項の規定により居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害児の保護者、附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法第十四条第七条の五第二項の規定により居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者及び附則第五十五条の六第二項の規定により居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者については施行日に、第十九条第一項の規定による支給決定を受けたものとみなす。  
2 前項の規定により支給決定を受けたものとみなされた障害者又は障害児の保護者についてこの法律の規定を適用する場合において必要な説明は、政令で定める。  
**(障害程度区分の認定及び支給決定に関する経過措置)**  
**第六条** 施行日から附則第一条第二号に掲げる規定の施行日の前日までの間は、第十五条中「置く」とあるのは「置くことができる」と、第二十条第二項中「調査をさせるものとする」とあるのは「調査をさせることができる」と、第二十一条第一項中「行うものとする」とあるのは「行うことができる」と、第二十二条第一項中「障害程度区分」とあるのは「障害程度区分又は障害の種類及び程度」とする。  
**(身体障害者更生相談所等に関する経過措置)**  
**第七条** 施行日から附則第一条第二号に掲げる規定の施行日の前日までの間は、第二十八条第一項中「第九条第六項」とあるのは「第九条第五項」と、「第九条第五項」とあるのは「第九条第四項」と、「第九条第五項」とあるのは「第八条」  
**(介護給付費等及び障害福祉サービスに関する経過措置)**

して第二十九条及び第三十条の規定により支給する給付とする。

一 居宅介護

二 行動援護

三 児童デイサービス

四 短期入所

五 外出介護（附則第二十五条の規定による改正前の児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童居宅介護、附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法第四条の二第二項に規定する身体障害者居宅介護、附則第四十五条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の三の二第二項に規定する精神障害者居宅介護等事業及び附則第五十一条の規定による改正前の知的障害者福祉法第四条第二項に規定する知的障害者居宅介護のうち、外出時における移動中の介護をいう。以下同じ。）

六 障害者デイサービス（附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法第四条の規定第二項に規定する身体障害者デイサービスと、附則第五十一条の規定による改正前の知的障害者福祉法第四条第三項に規定する知的障害者デイサービスをいう。以下同じ。）

施行日から附則第一条第二号に掲げる規定の施行日の前日までの間は、外出介護及び障害者デイサービスを障害福祉サービスと、外出介護又は障害者デイサービスを行う事業を障害福祉サービス事業とそれぞれみなして、この法律の規定を適用する。

（介護給付費等の額に関する経過措置）

第九条 施行日から政令で定める日までの間は、

第十条 施行日において現に附則第二十五条の規定による改正前の児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童居宅介護（行動援護及び外出介護に該当するものを除く。）に係る同法第二十三条の十第一項の指定を受けている者、附則第十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法第四条の二第二項に規定する身体障害者居宅介護（外出介護に該当するものを除く。）に係る同法第十七条の四第一項の指定を受けている者



と、「定める施設に入所して」とあるのは「定める施設に入所し、又は共同生活援助を行う住居に入居して」と、「救護施設」とあるのは「共同生活援助を行う住居、救護施設」と、同条第四項中、「第十八条第二項」とあるのは「第十八条」と、「第十六条第一項」の規定により入所措置」とあるのは「第十五条の四若しくは第十六条第一項の規定により入所若しくは入居の措置」と、「入所した」とあるのは「入所若しくは入居をした」とする。

改正前の身体障害者福祉法第五条第一項に規定する身体障害者施設支援又は附則第五十五条第一項による改正前の知的障害者福祉法第五条第一項に規定する知的障害者施設支援に相当する二項に規定する知的障害者施設支援に相当するサービス（以下「旧法施設支援」という。）を障害福祉サービスとみなし、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日に、当該障害福祉サービスに係る第二十九条第一項の指定があつたものとみなす。

体障害者福祉法第十七条の十一第一項の規定による支給の決定又は附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第十五条の十二第二項の規定による支給の決定(以下この条において「旧法施設支給決定」という。)を受けて附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第十七条の十一第一項の施設訓練等支援費又は附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の施設訓練等

当該特定旧法指定施設（当該一以上の他の特定旧法指定施設又は指定障害者支援施設等に入所した特定旧法受給者にあっては、当該一以上の他の特定旧法指定施設又は指定障害者支援施設等）から指定旧法施設支援又は指定障害福祉サービス等を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定旧法受給者に対し、当該指定旧法施設支援又は指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）について

**(支給決定障害者等に関する経過措置)**  
**第十九条** 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日において現に附則第三十五条の規定による

改正前の身体障害者福祉法第十七条の十一第一項の規定により施設訓練等支援費の支給の決定を受けている障害者及び同法第十七条の三十二第四項の規定により同条第一項に規定する国立施設に入所している障害者並びに附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第十二条の十二第二項の規定により施設訓練等支援費の支給の決定を受けている障害者については、厚生労働省令で定めるところにより、同日に、第十九条第一項の規定による支給決定を受けたものとみなす。ただし、当該障害者が同項の規定による支給決定を受けたときは、この限りでない。

第二十一条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から同条第三号に掲げる規定の施行の日前までの間は、市町村は、支給決定障害者等が支給決定の有効期間内において、前条の規定により第二十九条第一項の指定があつたものとみなされた旧法指定施設（第五十条第三項において準用する同条第一項の規定により当該指定を取り消されたものを除く。次条において「特定旧法指定施設」という。）から、旧法施設支援（以下この条及び次条において「指定旧法施設支援」という。）を受けたときは、政令で定めるところにより、当該支給決定障害者等に対し、当該指定旧法施設支援（厚生労働省令で定める量の範囲内のものに限る。）に要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費を支給する。

て「特定旧法受給者」という。は、附則第二号に掲げる規定の施行の日以後引き続き当該特定旧法指定施設に入所している間(当該特定旧法指定施設に継続して一以上の他の特定旧法指定施設又は障害者支援施設若しくはのぞみの園に入所することにより当該一以上の他の特定旧法指定施設又は障害者支援施設若しくはのぞみの園のそれぞれの所在する場所に順次居住地を有するに至つた特定旧法受給者にあっては、当該一以上の他の特定旧法指定施設又は障害者支援施設若しくはのぞみの園に継続して、所している間を含む。)は、第十九条第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該旧法施設が決定を行つた市町村が支給決定を行うものとする。

前項の規定の適用を受ける障害者が入所して、  
る特定旧法指定施設又は障害者支援施設告

ただし、当該特定旧法受給者が同項の規定による支給決定を受けたときは、この限りでない。

前項の規定により特定旧法受給者に対しても支給される介護給付費又は訓練等給付費の額は第二十九条第三項の規定にかかわらず、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

同一の月に受けた指定旧法施設支援又は指定障害福祉サービス等について、第二十九条第三項第一号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の範囲内において、厚生労働大臣が別に定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定旧法施設支援又は指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定旧法施設支援又は指定障害福祉サービス等に要した費用の額）と合計二千五百

(旧法指定施設に関する経過措置)  
第二十条 附則第四十一条第一項又は第五十八条  
める。

**第二十一条** 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から同条第三号に掲げる規定の施行の日前までの間は、市町村は、支給決定障害者等が支給決定の有効期間内において、前条の相定により第二十九条第一項の指定があつたものとみなされた旧法指定施設（第五十条第三項において準用する同条第一項の規定により当該指定を取り消されたものを除く。）次条において「特定旧法指定施設」という。）から、旧法施設支援（以下この条及び次条において「指定旧法施設支援」という。）を受けたときは、政令で定めるところにより、当該支給決定障害者等に対し、当該指定旧法施設支援（厚生労働省令で定める量の範囲内のものに限る。）に要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費を支給する。

て「特定旧法受給者」という。は、附則第二号に掲げる規定の施行の日以後引き続き当該特定旧法指定施設に入所している間(当該特定旧法指定施設又は障害者支援施設若しくはのぞみの園に入所することにより当該一以上の他の特定旧法指定施設又は障害者支援施設若しくはのぞみの園のそれぞれの所在する場所に順次居住を有するに至った特定旧法受給者にあっては、当該一以上の他の特定旧法指定施設又は障害者支援施設若しくはのぞみの園に継続して所している間を含む)は、第十九条第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該旧法施設又は給付決定を行つた市町村が支給決定を行うものとする。

前項の規定の適用を受ける障害者が入所していいる特定旧法指定施設又は障害者支援施設若しくはのぞみの園は、当該特定旧法指定施設又は障害者支援施設若しくはのぞみの園の所在する市町村及び当該障害者に対し支給決定を行う市町村に、必要な協力をしなければならない。

特定旧法受給者については、附則第一条第二

4 ただし、当該特定旧法受給者が同項の規定による支給決定を受けたときは、この限りでない。

前項の規定により特定旧法受給者に対しても支給される介護給付費又は訓練等給付費の額は、第二十九条第三項の規定にかかわらず、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

同一の月に受けた指定旧法施設支援又は指定障害福祉サービス等について、第二十九条第三項第一号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の範囲内において、厚生労働大臣が別に定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定旧法施設支援又は指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定旧法施設支援又は指定障害福祉サービス等に要した費用の額）を合計した額

二 当該特定旧法受給者の家計の負担能力その他的事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が前号に掲げる額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する

(旧法指定施設に関する経過措置)  
**第二十条** 附則第四十一条第一項又は第五十八条第一項の規定によりなお從前の例により運営をすることができることとされた附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設又は附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設であつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日において附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定又は附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの（以下この条及び次条第一項において「旧法指定施設」という。）については、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から同条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、当該旧法指定施設において行われる附則第三十五条の規定による

る額を控除して得た額とする。

同一の月に受けた指定旧法施設支援について、指定旧法施設支援に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定旧法施設支援に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定旧法施設支援に要した費用の額）を合計した額

二　当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他的事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が前号に掲げる額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）

（特定旧法受給者に関する経過措置）

**第二十二条** 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において現に特定旧法指定施設に入所している附則第三十五条の規定による改正前の身

3 市町村及び当該障害者に対し支給決定を行う市町村に、必要な協力をしなければならない。  
特定旧法受給者については、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から同条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に限り、同条第二号に掲げる規定の施行の日以後引き続き特定旧法指定施設に入所している間（当該特定旧法指定施設に係る第五十条第三項において準用する同条第一項の規定による指定の取消しその他やむを得ない理由により、当該特定旧法指定施設に継続して一以上の他の特定旧法指定施設又は指定障害者支援施設等に入所した特定旧法受給者にあっては、当該一以上の他の特定旧法指定施設又は指定障害者支援施設等に継続して入所している間を含む。）は、当該旧法施設支給決定を行った市町村は、当該特定旧法受給者を第十九条第一項の規定による支給決定を受けた障害者とみなして、当該特定旧法受給者が

5  
政令で定める額が前号に掲げる額の百分の十  
に相当する額を超えるときは、当該相当する  
額)  
特定旧法受給者（支給決定障害者等であるも  
のを除く。）は、附則第一条第二号に掲げる規  
定の施行の日から同条第三号に掲げる規定の施  
行の日の前日までの間に限り、第二十九条第二  
項、第四項及び第五項、第三十一条並びに第七  
十六条の二第一項の規定の適用については支給  
決定障害者等と、第三十四条第一項の規定の適  
用については支給決定を受けた障害者とみな  
す。  
(障害者支援施設等に関する経過措置)  
**第二十三条** 附則第一条第二号に掲げる規定の施  
行の日ににおいて現に障害者支援施設を設置して  
いる市町村について第八十三条第三項の規定を  
適用する場合においては、同項中「あらかじ  
め」とあるのは、「附則第一条第二号に掲げる

該政令で定める額が前号に掲げる額の百分十に相当する額を超えるときは、当該相当する額)

誤又は指定障害者支援施設等に入所した特定口法受給者にあつては、当該一以上の他の特定口法指定施設又は指定障害者支援施設等に継続し

(障害者支援施設等に関する経過措置)  
**第二十三条** 附則第一条第二号に掲げる規定の施

該政令で定める額が前号に掲げる額の百分十に相当する額を超えるときは、当該相当する額)

誤又は指定障害者支援施設等に入所した特定口法受給者にあつては、当該一以上の他の特定口法指定施設又は指定障害者支援施設等に継続し

(障害者支援施設等に関する経過措置)  
**第二十三条** 附則第一条第二号に掲げる規定の施

（特定旧法受給者に関する経過措置）  
**第二十二条** 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において現に特定旧法指定施設に入所している附則第三十五条の規定による改正前の身障者に相当する額を超えるときは、当該相当する額

設又は指定障害者支援施設等に入所した特定の法受給者にあつては、当該一以上の他の特定の法指定施設又は指定障害者支援施設等に継続して入所している間を含む)は、当該旧法施設等を支給決定を行つた市町村は、当該特定の法受給者を第十九条第一項の規定による支給決定を受けた障害者とみなして、当該特定の法受給者が

(障害者支援施設等に関する経過措置)  
**第二十三条** 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日ににおいて現に障害者支援施設を設置している市町村について第八十三条第三項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「附則第一条第二号に掲げる







十一  
年法律第八十九号)第三十七条第二項の規定  
表の改正規定に係る部分に限る。)の規定  
公布の日から起算して一年を超えない範囲内  
において政令で定める日

**第五条** 次の表の第一欄に掲げる場合においては、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

○五号) 抄 附 則 (平成二三年八月三〇日法律第二

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

五 項	條 第	十 九	第 八	六 項	條 第
七 項	條 第	十 九	第 八	八 項	條 第

る。)、第五十一条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。)、第五十四条(障害者自立支援法第八十九条及び第八十九条の改正規定を除く。)、第六十五条(農地法第三条第二項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。)、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条(道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。)、第一百一条(土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。)、第一百二条(道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。)、第一百三条、第一百五条(駐車場法第四条の改正規定を除く。)、第一百七条、第一百八条、第一百五十五条(首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。)、第一百六十六条(流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。)、第一百八十八条(近畿都市計画法第六条の一、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十七条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。)、第一百二十二条(都市再開発法第七条の四から第七条の七までの改正規定に限る。)、第一百二十三条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第一百四条及び第一百九条の二の改正規定を除く。)、第一百三十二条(大都市拠点都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。)、第一百四十九条(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第五条、第一百四十六条(被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。)、第一百四十九条(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十三条までの改正規定に限る。)、第一百四十九条の二の改正規定に限る。)、第二十一条(被災市街地復興特別措置法第五条、第一百九十二条、第一百九十三条の改正規定を除く。)

第一百九十七条、第二百三十三条、第二百四十四条、第二百八十三条、第三百十一条及び第三百十八条の改正規定に限る。）、第一百五十五条（都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。）、第一百五十六条（マンションの建設等の円滑化等に関する法律第二百二条の改正規定を除く。）、第一百五十七条、第一百五十八条（景観法第五十七条の改正規定に限り、）第一百六十条（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定（第二項第二号イ）を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。）並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。）、第一百六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十一条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限り、）第一百六十五条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。）、第一百六十九条、第一百七十一条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十二条の改正規定に限る。）、第一百七十四条、第一百七十八条、第一百八十二条（環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。）及び第一百八十七条（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定（第四条第三項）を「第四条第四項」に改める部分を除く。）、第一百八十九条（改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第五十五条から第五十三条まで、第五十五条、第五十六条、第五十七条第一項から第三項まで、第三十三条から第三十二条まで、第三十八条、第四十条、第四十六条第一項及び第四项、第四十七条から第四十九条まで、第五十五条から第五十三条まで、第五十五条、第五十六条、第五十七条第一項及び第三项、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十二条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三项まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十七条、第七十八条、第八十条第一項及び第三项、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。）、第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定

**第八十一条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第八十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

新障害者自立支援法第三十六条第四項（新障害者自立支援法第三十七条第二項及び第三十八条第三項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす者は、当該都道府県の条例で定める者とみなす。  
(罰則に関する経過措置)

(障害者自立支援法の一部改正に伴う経過措置) 第三十二条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から起算して一年を超えない期間内において、第五十四条の規定(障害者自立支援法第三十六条から第三十八条までの改正規定)による改正後の障害者自立支援法(以下この条及び附則第一百一十三条第一項において「新障害者自立支援法」という。)第三十六条第三項第一号(新障害者自立支援法第三十七条第二項及び第三十八条第三項において準用する場合を含む。)に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、新障害者自

(検討)

切な配慮その他の必要な措置を講ずるものとする。

に限る)、第一百一条、第二百二条、第五百五十五条から第一百七十三条まで、第一百十二条、第一百十七条规定(地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成二十二年法律第七十二号)第四条第八項の改正規定に限る)、第一百十九条、第一百二十一条の二並びに第一百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日

2  
（新児童福祉法第二十一条の五の十五  
（新児童福祉法第二十四条の九において準用す  
る場合を含む。）新医療法第七条の二、第十八  
条及び第二十一条、新生活保護法第三十九条、  
新社会福祉法第六十五条並びに新障害者自立支  
援法第三十六条（新障害者自立支援法第三十八  
条において準用する場合を含む。）の規定の施  
行の状況等を勘案し、これらの規定に基づき国  
の行政機関の長が定める基準の在り方について  
検討を加え、必要があると認めるときは、その  
結果に基づいて必要な措置を講ずるものとす

附 則（平成二三年一月一四日法律第一二二号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

附 貝(平成二四年六月二十七日法務第五  
一號)抄

**第一条** この法律は、平成二十五年四月一日から  
(施行期日)

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日より施行する。

当該名号は定める日から施行する  
一 附則第十条及び第二十八条の規定  
公布

二の日

附則第五条から第八条まで、第十二条から第一二六条まで

十六条まで及び第十九条から第二十六条までの規定 平成二十六年四月一日

**第二条** 政府は、障害支援区分（第二条の規定に  
（適切な障害支援区分の認定のための措置）

による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を  
念力に支援する二つの手続き(以下「立成二一

総合的に支援するための法律（以下「平成二十六年改正後障害者総合支援法」という。）第四

条第四項に規定する障害支援区分をいう。次条第一項において同じ。)の認定が知的障害者福

祉法にいう知的障害者及び精神障害者（平成二十六年文三委第百四〇号）を第一項に

十六年改正後障害者総合支援法第四条第一項に規定する精神障害者をいう。)の特性に応じて

適切に行われるよう、同条第四項に規定する厚生労働省令で定める区分の制定に当たつての適

ノ学ノ傳ナニ一元ある曰クノ告寔ニシテ一の道

(検討) 切な配慮その他の必要な措置を講ずるものとする。

に第二条の規定による改正前の障害者の日常生活を総合的に支援するための法律（以下「平成二十六年改正前障害者総合支援法」という。）第五条第十項に規定する共同生活介護に係る平成二十六年改正前障害者総合支援法第十九条第一項に規定する支給決定を受けている障害者については、一部施行日に、平成二十六年改正後障害者総合支援法第五条第十五項に規定する共同生活援助に係る平成二十六年改正後障害者総合支援法第十九条第一項の規定による支給決定を受けたものとみなす。この場合において、当該支給決定を受けたものとみなされた者に係る平成二十六年改正後障害者総合支援法第二十三条に規定する支給決定の有効期間は、同条の規定にかかわらず、同号に掲げる規定の施行の際現にその者が受けている平成二十六年改正前障害者総合支援法第十九条第一項に規定する支給決定に係る平成二十六年改正前障害者総合支援法第二十三条に規定する支給決定の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

二十條から第二十二条まで及び第二十四条の規定は、一部施行日以後に行われた平成二十六年改正後障害者総合支援法第二十条第一項又は第二十四条第一項の申請について適用し、一部施行日前に行われた平成二十六年改正後障害者総合支援法第二十条第一項又は第二十四条第一項の申請については、なお従前の例による。

平成二十六年改正後障害者総合支援法第二十二条から第二十二条まで及び第二十四条の規定は、

かわららず、一部施行日前に行われた平成二十六年改正前障害者総合支援法第十九条第一項に規定する支給決定の効力を有する期間は、なお従前の例による。

五条第十項に規定する共同生活介護に係る平成二十六年改正前障害者総合支援法第二十九条第一項の指定を受けている者は、一部施行日による平成二十六年改正後障害者総合支援法第五条第十五項に規定する共同生活援助に係る平成二十六年改正後障害者総合支援法第二十九条第一項の指定を受けたものとみなす。この場合において、右指定を受けたものとみなす所

て、当該指定を受けたものとみなされた者に係る平成二十六年改正後障害者総合支援法第四十一条第一項に規定する指定の有効期間は、同号に掲げる規定の施行の察現にその者が受けたハ



**第一条** この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条中児童福祉法第五十六条の第六項の次に一項を加える改正規定並びに附則第十条及び第十二条の規定は、公布の日から施行する。

**第七十二条** 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二八年六月三日法律第六三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

**第七十一条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお努力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の

第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十五条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十一条の規定、附則第五十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十四条、第五十七条及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）第二条第五項第二号の改正規定（同条第十四項）を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。）並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定  
平成二十七年四月

(障害者総合支援法の一部改正に伴う経過措置) 第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に行われた障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等(次項において「指定障害福祉サービス等」という。)による同条第一項の規定による介護給付費又は訓練等給付費の支給については、なお従前の例による。

2 施行日前に行われた障害者総合支援法第三十条第一項第一号の規定による指定障害福祉サービス等又は同項第二号に規定する基準該当障害福祉サービスに係る同項の規定による特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給については、なお従前の例による。

第四条 第一条の規定による改正後の障害者総合支援法(以下「新障害者総合支援法」という。)第七十六条の規定は、施行日以後に新障害者総合支援法第五条第二十五項に規定する補装具の購入、借受け又は修理をした者について適用し、施行日前に第一条の規定による改正前の障害者総合支援法(以下この条及び次条において「旧障害者総合支援法」という。)第五条第二十三項に規定する補装具の購入又は修理をした者に対する旧障害者総合支援法第七十六条第一項に規定する補装具費の支給については、なお従前の例による。

第五条 新障害者総合支援法第七十六条の二の規定は、施行日以後に同条第一項に規定するサービスを受けた者及び新障害者総合支援法第五条第二十五項に規定する補装具の購入、借受け又は修理をした者について適用し、施行日前に旧障害者総合支援法第七十六条の二第一項に規定するサービスを受けた者及び旧障害者総合支援法第五条第二十三項に規定する補装具の購入又は修理をした者に対する旧障害者総合支援法第七十六条の二第一項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給については、なお従前の例による。

第六条 この法律の施行の際現に障害者総合支援法第二十九条第一項、第五十一条の十四第一項又は第五十五条の十七第一項の指定を受け、障害者総合支援法第七十六条の三第一項に規定する情報公表対象サービス等の提供を開始している者についての同項の規定の適用についてのとする。

では、同項中「指定障害福祉サービス等、指定地域相談支援又は指定計画相談支援（以下この条において「情報公表対象サービス等」という）」の提供を開始しようとするとき、その他主務省令」とあるのは「主務省令」と、「情報公表対象サービス等の内容」とあるのは「指定障害福祉サービス等、指定地域相談支援又は指定計画相談支援（以下「情報公表対象サービス等」という）」の内容」とする。  
**（政令への委任）**  
**第十条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。  
**附 則（平成二九年四月二六日法律第二五号）抄**  
**（施行期日）**  
**第一条** この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第三条、第七条（農業災害補償法第百四十三条の二第一項にただし書を加える改正規定に限る。）及び第十条の規定並びに附則第六条から第八条まで、第十三条及び第十四条の規定  
二 略  
**（処分、申請等に関する経過措置）**  
**第七条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定（以下この条において同じ。）の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた認定等の申請その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている認定等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日ににおいてこれら等の行為に係る行政事務を行なべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は次条の規定に基づく政令に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し、報告・届出・提出その他手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、附則第二条から前条までの規定又は次条の規定に基づく政令に定めるもののはか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当機関に対し報告・届出・提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。  
(政令への委任)

**第八条** 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (平成二九年六月二日法律第四五号)**

(施行期日) **抄**

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第三百三十二条の二、第三百三十三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

一 第三条の規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十六条及び第四十七条から第四十九条までの規定 公布の日  
(検討)



第九条第二項から第四項までの改正規定並びに第十四条中知的障害者福祉法第九条第二項から第四項までの改正規定並びに附則第四条、第十一条、第十二条、第二十一条、第二十二条、第二十三条及び第三十七条の規定 令和五年四月一日

第三略

四 第三条の規定、第六条の規定、第八条中精神保健福祉法第四条第一項の改正規定、第十一条の規定、第十三条の規定（第二号に掲げる改正規定を除く。）、第十四条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）及び第十五条中精神保健福祉士法第一条の改正規定（第五条第十八項）を「第五条第十九項」に改める部分に限る。）並びに附則第六条、第二十七条、第二十八条、第三十一条から第三十四条まで、第三十八条、第四十一条及び第四十二条の規定（公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法、精神保健福祉法、障害者雇用促進法及び難病の患者に対する医療等に関する法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（障害者総合支援法による支給決定に関する経過措置）

第四条 第一条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「第二号改正後障害者総合支援法」という。）附則第十八条第二項の規定により読み替えられた第二号改正後障害者総合支援法第五十二条第三項（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第二十四条第三項、第五十五条の五第二項、第五十六条の九第三項、第五十二条第二項、第五十六条第三項及び第七十六条第四項において準用する場合を含む。以下この条において「読み替え後の新第十九条第三項」という。）の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）以後に読み替え後の新第十九条第三項に規定する特定施設（以下この条において「新第三項」という。）の規定は、附則第一条第二号に

特定施設」という。)に入所又は入居をすることにより、当該新特定施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる読替え後の新第十九条第三項に規定する特定施設入所等障害者について適用する。

第二号改正後障害者総合支援法附則第十八条第二項の規定により読み替えた第二号改正後障害者総合支援法第十九条第四項(障害者総合支援法第二十四条第三項、第五十一条の五第二項、第五十二条の九第三項、第五十二条第二項、第五十六条第三項及び第七十六条第四項において準用する場合並びに第二号改正後障害者総合支援法附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において「読み替えた新第十九条第四項」という。)の規定は、第二号施行日以後に継続して新特定施設に入所又は入居することにより、当該新特定施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる読み替えた新第十九条第四項の障害者等について適用する。

第二号施行日から令和六年三月三十一日までの間における読み替えた新第十九条第三項及び読み替えた新第十九条第四項の規定の適用については、読み替えた新第十九条第三項中「介護保険施設」という。)とあるのは「介護保険施設」という。若しくは介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定を受けている同法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設をいう。以下この項及び次項において同じ。)と、「介護保険特定施設若しくは介護保険施設」とあるのは「介護保険特定施設、介護保険施設若しくは介護療養型医療施設」とし、読み替えた新第十九条第四項中「及び介護保険施設」とあるのは「介護保険施設及び介護療養型医療施設」とし、「若しくは介護保険施設」とあるのは「介護保険施設若しくは介護療養型医療施設」とする。

(訓練等給付費等の支給に関する経過措置)

**第五条** この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に行われた障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等(次項において「指定障害福祉サービス等」という。)に係る同条第一項の規定による訓練等給付費の支給については、なお従前の例によることにより、当該新特定施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる読み替えた新第十九条第三項に規定する特定施設入所等障害者について適用する。

特定施設」という。)に入所又は入居をすることにより、当該新特定施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる読み替え後の新第十九条第三項に規定する特定施設入所等障害者について適用する。

第二号改正後障害者総合支援法附則第十八条第二項の規定により読み替えられた第二号改正後障害者総合支援法第十九条第四項(障害者総合支援法第二十四条第三項、第五十五条の五第二項、第五十一条の九第三項、第五十二条第二項、第五十六条第三項及び第七十六条第四項において準用する場合並びに第二号改正後障害者総合支援法附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において「読み替え後の新第十九条第四項」という。)の規定は、第二号施行日以後に継続して新特定施設に入所又は入居することにより、当該新特定施設の所在する場所に居住地を変更したこと認められる読み替え後の新第十九条第四項の障害者等について適用する。

2 施行日前に行われた障害者総合支援法第三十一条第一項第一号の規定による指定障害福祉サービス等又は同項第二号に規定する基準該当障害福祉サービス等による同項の規定による特例訓練等給付費の支給については、なお従前の例による。

(障害者総合支援法の一部改正に伴う調整規定)

**第六条** 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(附則第十四条第一項において「第四号施行日」という。)が刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十号)の施行の日(以下「刑法施行日」という。)前である場合には、刑法施行日の前日までの間における第三条の規定による改正後の障害者総合支援法(附則第二十二条において「第四号改正後障害者総合支援法」という。)第一百九条の二の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(施行前の準備)

第二十三条 第四号改正後障害者総合支援法第五条第十三項の規定を施行するために必要な条例の制定又は改正、同項に規定する就労選択支援に係る障害者総合支援法第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定の手続、第九条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の障害者雇用促進法（附則第三十七条において「第二号改正後障害者雇用促進法」という。）第四十五条の第三二項の認定（同条第二項に規定する特定有限責任事業組合に係るものに限る。）の手続その他の行為は、この法律（附則第一条第二号から第四号までに掲げる規定については、当該各規定の施行前においても行うことができる。（政令への委任）

**第四十三条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。